

## 社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会役員等の報酬・費用弁償 及び旅費に関する規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人袖ヶ浦市社会福祉協議会定款第4章第17条に規定する役員、第2章第6条に規定する評議員及び会長が委嘱した委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償と旅費の額並びにその支給に関し必要事項を定めることを目的とする。

### (報酬)

第2条 役員等に別表第1に掲げる報酬を支給する。ただし、袖ヶ浦市常勤特別職及び職員を兼ねる場合、他の団体等から活動費等の支給を受けている委員は除く。

### (費用弁償)

第3条 副会長・理事・監事・評議員及び委員会の委員等が会長等の招集する管内の会議に出席したときは、別表第2に掲げる費用弁償を支給する。ただし、袖ヶ浦市常勤特別職及び職員を兼ねる場合は除く。

### (旅費)

第4条 役員等の旅費については、本会事務局職員の支給額に準じて会長がその都度定める。

2 費用弁償の支給を受けた役員等には旅費は支給しないものとする。

### 附 則

#### (施行期日)

1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

#### (旧規程の廃止)

2 社会福祉法人袖ヶ浦町社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程（平成3年4月1日制定）は、廃止する。

### 附 則

この規程は平成29年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

区 分	報 酬 の 額	備 考
会 長	月額 100,000円以内	
常務理事	月額 150,000円以内	手当等は、予算の範囲内で 会長が別に定める。
副 会 長 理事・監事 評 議 員	日額 3,000円	
各委員	日額 1,500円	他の団体等から活動費等を支給され ている委員へは支給しない。

別表第2（第3条関係）

区 分	費用弁償の額（1日につき）	備 考
副 会 長 理事・監事 評 議 員	500円	
各委員等	500円	